



家事事件手続法

～新設された制度を中心に～

家事事件手続法という法律が、平成25年1月1日から施行されました。家庭に関する紛争を家庭裁判所で解決する手続を定めたこの法律について、ご紹介します。

家事事件手続法のあらまし

Q 最近、家庭裁判所の手続に関する新しい法律が施行されたようですね。

A 「家事事件手続法」のことですね。平成23年5月25日に公布され、平成25年1月1日から施行されています。

Q どのようなことを定めた法律なのですか。

A 家事事件手続法とは、家事事件の手続について定めた法律です。

ここで、家事事件について簡単に説明しておきましょう。家事事件とは、夫婦間の紛争や成年後見など家庭に関する事件のことをいい、大きく分けると、家事審判に関する事件と家事調停に関する事件とに分かれます。家事審判というのは、裁判官が様々な資料に基づいて判断し決定する手続です。一方、家事調停というのは、裁判官1人と調停委員2人以上で構成される調停委員会が、当事者双方から言い分を十分に聴きながら、合意による円満な解決を目指す手続です。



Q どうして、家事事件手続法が制定されたのですか。

A これまで家事事件の手続については家事審判法という法律が定めていたのですが、この法律は、昭和22年に制定された後、60年以上の間、大きな改正がされていませんでした。しかし、この間、我が国の家族をめぐる状況や国民の法意識は大きく変化し、当事者等が手続に主体的に関わるための機会を保障することが重要となってきましたから、家事事件の手続についても、法律の内容を見直し、国民に利用しやすく、現代社会に適合した内容とする必要があったのです。

見直しのポイント

Q どのような点が見直されたのですか。

A ポイントは主に次の3つです。

- ① 当事者等の手続保障を図るための制度を充実させたこと
- ② 家事事件の手続を、国民にとって、より利用しやすいものとしたこと
- ③ 手続の基本的事項を整備したこと

新しくできた制度

Q 家事事件手続法で、新しくできた制度があれば教えてください。

A 代表的なものをいくつかご紹介します。

申立書の写しの送付

まず、相手方のある事件では、家庭裁判所は原則として、**申立書の写しを事件の相手方に送付しなければならないことと**されました。申立書の写しを受け取った相手方が、申立ての内容をよく把握した上で、自分の言い分を考えたり、証拠資料を準備したりすることができるようにするためです。

記録の閲覧謄写

また、家事審判事件では、**当事者から請求があった場合には、事件の記録の閲覧謄写(記録を見たりコピーしたりすること)を原則として許可することと**されました。事件に関係する人のプライバシー等に配慮する必要がありますので、閲覧謄写が許可されない場合もありますが、それらの例外も法律に明確に規定されています。

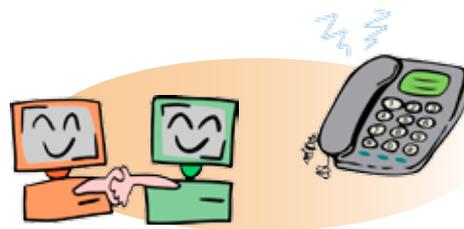
審判の結果により影響を受ける者の手続保障

さらに、事件の当事者以外の「**審判の結果により影響を受ける者**」のうち**一定の者について、その陳述を聴かなければならない場合を明記**するなど、手続保障に関する規定を充実させました。特に、子どもが影響を受ける事件では、子どもの意思を把握するように努め、これを考慮しなければならないとされました。

Q 電話やテレビを利用した手続も可能になったと聞いたのですが。

A 当事者が遠隔地に居住しているとき等には、当事者の意見を聴いた上で、**電話会議システム又はテレビ会議システム**を利用して手続を行うことができるようになりました。これによって、当事者の出頭の負担を軽減することができますね。

ただし、これらのシステムを利用して、離婚や離縁の調停を成立させることはできません。離婚や離縁は重大な身分関係の変更ですから、調停が成立する日には、裁判所に出頭していただく必要があるのです。



おわりに

Q 家事審判や家事調停の手続について、もっと詳しく知りたいときに、問い合わせができる窓口などはありますか。

A 全国の家庭裁判所では、家事手続案内を行っています。家事事件の申立てをお考えになっている方は、お近くの家庭裁判所にお立ち寄りください。

また、裁判所ウェブサイトにも、手続の説明や申立書の書式などが掲載されていますので、ご覧ください。

裁判所ウェブサイトで手続の流れやQ&Aがご覧になれます！

<http://www.courts.go.jp/> 又は「裁判所」で検索
[裁判所トップページ](#) > [裁判手続の案内](#)

| | |
|-----|----|
| 裁判所 | 検索 |
|-----|----|